

群馬県共通事務用封筒広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が作成し、主として文書の発送のために次の各号に掲げる組織において共通して使用する封筒（以下「封筒」という。）及び庶務事務システム（電子計算機を利用して、職員の人事及び服務に関する事務の処理を行うための情報処理組織で総務事務管理課長が管理するものをいう。以下同じ。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 県庁（群馬県行政組織規則（昭和32年規則第71号）第4条に定める県庁をいう。）
- (2) 群馬県議会事務局
- (3) 群馬県人事委員会事務局
- (4) 群馬県選挙管理委員会
- (5) 群馬県監査委員事務局
- (6) 群馬県労働委員会事務局
- (7) 群馬県教育委員会事務局（教育事務所を除く。）

(広告主の制限)

第2条 県は、次に掲げる者を広告主（封筒又は庶務事務システムに広告を掲載する者をいう。以下同じ。）としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当する業を行う者及び専らこれらの営業で利用される設備、機械器具、物品を製造若しくは販売する者
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当する業を行う者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当する業を行う者
- (5) たばこに関する業を行う者
- (6) とばく（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業を行う者
- (7) 投機的商品に関する業を行う者
- (8) 債権取立て、示談引受け等に関する業を行う者
- (9) 調査会社、探偵事務所等に関する業を行う者
- (10) 法律に定めのない医療類似行為又は美容施術を行う者
- (11) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関する業を行う者
- (12) 許可なく前払式割賦販売等を行う者
- (13) 破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）若しく

は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく更生若しくは再生の
手続中の者

- (14) 各種法令に違反する者又は営業等について必要な届出若しくは許認可を受けていない者
- (15) 行政機関から指導を受け、改善がなされていない者
- (16) 「群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱」、「物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領」に基づき、県から指名停止措置を受けている者
- (17) 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (18) 本県の県税を滞納している者
- (19) 個人（事業を営む個人を除く。）
- (20) 前各号に掲げる者のほか、広告主として適当でないと県が認める者

（広告の内容の制限）

第３条 県は、その内容が次の各号のいずれかに該当する広告を掲載しない。

- (１) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (２) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (３) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (４) 政治性のあるもの（選挙に関係するものを含む。）
- (５) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (６) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (７) 個人又は法人の名刺広告
- (８) 比較広告
- (９) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 募金又は寄付金の募集に関するもの
- (14) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (15) 前各号のほか、広告掲載の対象として適当でないと県が認めるもの

（広告掲載封筒の再使用）

第４条 県は、広告掲載期間にかかわらず、県が保有する使用済みの広告掲載封筒を、
県庁、地域機関、市町村、県立学校等の間での連絡用封筒として使用することができるものとする。

なお、広告掲載期間経過後の未使用封筒も上記と同様とする。

（広告の募集）

第５条 県は、本要綱に定める事項のほか、広告の募集のために必要な事項を定め、県
のホームページ又は広報誌等に掲載すること等により、広告を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、群馬県共通事務用封筒広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付し、県に提出しなければならない。

- (1) 封筒への広告の案の図柄を記載又は印刷したもの
- (2) 申込者の営む事業の具体的な内容、資本金、従業員数等が記載された書類
- (3) 群馬県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、群馬県内の県税事務所が発行する直近の県税に係る納税証明書(完納証明書)
- (4) 法人は「現在事項全部証明書(作成後3か月以内のもの)」、個人事業主は「開業届の控え(届出受付機関が確認したもの)」
- (5) 第8条に定める庶務事務システムへの広告の掲載を希望する場合は、その広告の案を記載又は印刷したもの

2 前項にかかわらず、申込者が申込みの時点で有効な「県の建設工事入札参加資格」、「建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格」又は「物件購入及び製造等の競争入札参加資格」を有している場合は、前項第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(広告主の決定)

第7条 県は、第5条の規定により広告を募集し、前条の規定による申込みがあった場合は、申込者及び申込者から提出された広告の案について、第2条及び第3条の規定への該当の有無を審査し、広告主を決定するものとする。

2 前項に定める審査の結果、別に定める封筒の種類ごとの申込者の数が、別に定める当該封筒の枠数を超える場合は、次の事項により追加の審査を行い、広告主を決定する。

ただし、追加の審査結果、順位の優劣を判断することができないときは、抽選により、広告主を決定するものとする。

- (1) 公共性が高く、県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの
- (2) 県内に事業所等を有するもの

3 県は、前2項の規定により広告主を決定したときは、広告主については広告掲載決定通知書(別記様式第2号)、その他の申込者については広告不掲載決定通知書(別記様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(庶務事務システムへの広告の掲載)

第8条 県は、前条の規定により決定した広告主のうち、庶務事務システムへの広告の掲載を希望する者には、それを認めることができるものとする。

2 前項の規定により掲載する広告は、静止画とし、その仕様は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 広告主のホームページ等へリンクする機能は持たないものとする。
- (2) 寸法は、横170ピクセル、縦100ピクセル以内とする。

- (3) 形式は、JPG、GIF 又は PNG とする。
 - (4) ファイルサイズは、20 キロバイト以下とする。
 - (5) 広告の掲載期間は、別に定める広告掲載期間とする。
 - (6) その他、詳細については、広告の募集の際に定めるものとする。
- 3 県は、第1項の規定により、広告主に庶務事務システムへの広告の掲載を認めた場合であっても、その掲載を予告なく変更又は中止することができる。

(広告審査会)

- 第9条 県は、第7条に定める広告の掲載の決定に係る審査を行うため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会の委員長は総務事務管理課長を、委員は総務事務管理課次長、メディアプロモーション課次長、会計管理課次長、議会事務局総務課次長、人事委員会事務局管理課次長、選挙管理委員会書記長代理（市町村課次長）、監査委員事務局管理課次長、労働委員会事務局管理課次長及び教育委員会事務局総務課次長をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審査会の庶務は、総務事務管理課において処理する。

(会議)

- 第10条 審査会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(書面審査)

- 第11条 委員長は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、審査会の会議に代えて、書面審査によることができる。

(広告掲載原稿の作成)

- 第12条 広告主は、広告に掲載する原稿（以下「広告掲載原稿」という。）を作成し、県が指定する期日までに提出するものとする。
- 2 広告掲載原稿は、完全版下として修正の必要なく印刷に用いることができる電子データとする。
- 3 県は、第1項の規定により提出された広告掲載原稿の内容が、第3条の規定に該当すると認められる場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付等)

第13条 広告主は、広告掲載料を、県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

2 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由など県が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の中止)

第14条 県は、広告主又は広告の内容が、それぞれ次の各号に掲げる状態となった場合は、当該広告の掲載を中止することができる。

(1) 広告主が第2条に定める広告主の制限に該当することとなったとき。

(2) 該当広告の内容が第3条に定める広告の内容の制限に該当することとなったとき。

2 前項の場合において、県は、損害賠償の責を負わない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告掲載に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第6条に定める広告掲載の申込み、第12条に定める広告掲載原稿の作成及び提出並びに第13条に定める広告掲載料の納付に要する一切の経費を負担するものとする。

3 広告主は、県が前条の規定に基づき広告の掲載を中止したとき及び広告主が自らの責により広告の掲載の取消し、取下げ等をしたときは、当該中止等に伴う広告掲載封筒の補正等に要する経費を負担するものとする。

(協議)

第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年12月24日から施行する。

2 群馬県発送用封筒広告掲載要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 10 日から施行する。

申込年月日		令和 年 月 日
申込者	住所又は所在地	〒 -
	商号又は名称	
	代表者職・氏名	
担当者	住所	
	部署・職・氏名	
	連絡先電話番号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	
群馬県の入札参加資格の有無（※） （該当する□に✓を記入してください。）		☐ 建設工事入札参加資格を有している。 ☐ 建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格を有している。 ☐ 物件購入及び製造等の競争入札参加資格を有している。
広告の掲載を希望する封筒の種類 （該当する□に✓を記入してください。）		☐ 角形2号（窓無し）及び角形2号に準じた特殊サイズ（窓有り） 〔広告掲載料 ¥440,000円（消費税及び地方消費税を含む。）〕 ☐ 長形3号（窓有りを含む） 〔広告掲載料 ¥260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）〕
庶務事務システムの画像広告の掲載希望 （該当する□に✓を記入してください。）		☐ 希望する。 ☐ 希望しない。
添付書類 （添付した書類の□に✓を記入してください。）		◎必ず添付していただく書類 ☐ 封筒の広告の案の図柄を記載又は印刷したもの ☐ 会社等の概要（具体的な事業内容、資本金、従業員数等）が分かる書類 ◎庶務事務システムの画像広告の掲載を希望する場合に添付していただく書類 ☐ 庶務事務システムの画像広告の案の図柄を記載又は印刷したもの ◎群馬県の入札参加資格（上記の※の項目）を有していない場合に添付していただく書類 ☐ 法人は「現在事項全部証明書（作成後3か月以内のもの）」、個人事業主は「開業届の控え（届出受付機関確認済のもの）」 ☐ 群馬県の県税事務所が発行する直近の県税の納税証明書（完納証明書） ＜群馬県内に本支店又は営業所等を有する事業者のみ＞
誓約事項		◎申込みに当たっては、以下の内容を確認の上、□に✓を記入してください。 ☐ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。 （群馬県では、事業から暴力団員等を排除するため、申込者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。）

【注意事項】

- 1 申込みの際は、群馬県共通事務用封筒広告掲載要綱を必ず御覧ください。
- 2 本申込書及び添付書類に記載された情報は、群馬県共通事務用封筒広告掲載事業のために使用し、それ以外の目的のために提供又は利用することはありません。
ただし、群馬県暴力団排除条例第7条の規定に基づき、群馬県警察本部に対して、本申込書及び添付書類に記載された情報による照会を行う場合があります。

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日

様

群馬県知事

年 月 日付けをもって申込みいただきました広告の掲載につきましては、以下のとおり決定しましたので通知します。
については、別紙仕様書のとおり広告原稿の提出をお願いいたします。

決定内容	掲載します。
封筒の種類	県共通事務用封筒 角形2号・角形2号に準じた特殊サイズ 長形3号
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む。）
広告掲載期間	年 月から 年 月（予定）
掲載料の 納入方法	県の発行する納入通知書により前納していただきます。 納入通知書は、封筒完成後に発送させていただきます。

総務部総務事務管理課
文書係 担当：
電 話：027-226-2470
E-mail：

広 告 不 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日

様

群馬県知事

年 月 日付けをもって申込みいただきました広告の掲載につきましては、以下のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	掲載しません。
不掲載となった理由	

総務部総務事務管理課
文書係 担当：
電 話：027-226-2470
E-mail：